



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成21年4月1日より、教員免許更新制が導入されました。

免許状を所持する皆さまにおかれましては、免許状が有効である期間を御確認いただき、
教職に就くにあたっては、免許状を有効な状態で所持していただきますようお願いいたします。

◆ ◆ 幼稚園教諭免許状をお持ちの方へ ◆ ◆

—教員免許状の更新について—

更新手続きは
どのように行うの？

更新しないと**失効**して
しまうと聞いたけど…？

持っている免許状の
有効期間を知りたい！

●教員免許更新制に関するお問い合わせ先●

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
メールアドレス：menkyo@mext.go.jp
電話：03-5253-4111（内線：3573）
文部科学省ホームページ「教員免許更新制」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm



1. 教員免許状の修了確認期限・有効期間の満了日はいつ？

～確認フローチャート～

- ・平成21年4月1日以降に、初めて教員免許状を取得した
- ・又は、免許状に「有効期間の満了の日」が記載されている



はい

お持ちの免許状は
全て**新免許状**です

- ① 有効期間を **更新** したことがある
- ② 有効期間の **延長** 申請を行い、延長されている
- ③ 免許状取得後、何もしていない

①、②の方



- ・有効期間更新証明書
- ・有効期間延長証明書

上記いずれかの書類に、次回の有効期間の満了の日が記載されています。

③の方



免許状に記載されている、有効期間の満了の日を御確認ください。

※免許状を複数所持している場合、所持する免許状の中で最も遅い有効期間の満了の日が全ての免許状の有効期間の満了の日となります。

いいえ



お持ちの免許状は
全て**旧免許状**です

- ① 修了確認期限を **更新** したことがある
- ② 免許状更新講習の**免除**申請を行い、免除されている
- ③ 修了確認期限の**延期**申請を行い、延期されている
- ④ 免許状取得後、何もしていない

①、②、③の方



- ・更新講習修了確認証明書
- ・修了確認期限延期証明書
- ・免許状更新講習免除証明書

上記いずれかの書類に、次回の修了確認期限が記載されています。

例えば、
・H20.3.31に授与された免許状
・H23.3.31に授与された免許状
を所持する場合、
H20に初めて免許状を取得しているので、所持する免許状は**全て旧免許状**という扱いになります。



④の方



生年月日等によって定められている
最初の修了確認期限を御確認ください。

※下記のサイトから確認できます！

文部科学省ホームページ
「修了確認期限をチェック」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm



期限を経過している免許状の有効性については次ページを御確認ください。

【免許状を失くしてしまった！どうすればいいの？】

→免許状を授与された都道府県教育委員会で、再発行若しくは授与証明書を発行することができます。手続き方法等、詳細については各都道府県教育委員会へお問い合わせください。

2. 所定の期間内に更新手続きを行わなかった場合 ～免許状は失効してしまう！？～



◆更新手続きを行わなかった場合、所持する免許状によって、以下のような状況になります◆

新免許状

有効期間の満了の日時点で

教員・教員以外の職の方

失効

- ・免許状の返納は不要です。
- ・再度、免許状の授与を希望する場合、所要資格を満たし、免許状授与に必要な書類を添えて、都道府県教育委員会へ授与申請を行う必要があります。
- ・免許状授与については、授与を希望する都道府県教育委員会へ御相談ください。

※新免許状には、免許状に有効期間が設定されているので、旧免許状と異なり、「休眠状態」がありません。御注意ください。

旧免許状

修了確認期限時点で

教員の方

教員以外の職の方

失効

- ・この場合、免許管理者（勤務地の都道府県教育委員会）へ、所持するすべての教員免許状を返納する必要があります。
- ・再度、免許状の授与を希望する場合、所要資格を満たし、免許状授与に必要な書類を添えて都道府県教育委員会へ授与申請を行う必要があります。
- ・免許状授与については、授与を希望する都道府県教育委員会へ御相談ください。

休眠状態

- ・免許状は失効していませんが、修了確認期限を経過したことで、効力が一時的に停止（休眠）した状態になっています。
- ・教職に就くまでに、更新手続きを行い、免許状の効力を回復する必要があります。
（休眠状態においても、履歴書等に免許状を所持している旨を記載していただくことは可能です。）

【現在、免許状は休眠状態。これから更新講習を受講することはできる？】

➡休眠状態で免許状を所持する場合、免許状が必要になったタイミングで随時受講が可能です。（申込方法や受講方法については、講習開設者へお問い合わせください。）

3. 更新の必要がある人とは？ ～保育士の場合も更新が必要なの？～

アルバイトやパートタイム（以下パート等とする）で教員をされている場合も、「現職教員」に含まれます。
現在の職が以下に該当するか不明の場合、勤務先の管理職の方に御確認ください。

現在の勤務先	現在の状況（職等）
①幼稚園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）
②幼保連携型認定こども園	保育教諭（非常勤講師・パート等含む）
③幼稚園型認定こども園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）

◆受講義務者◆

所定の期間内に更新の手続きを行わない場合、免許状は失効します。

※現職教員の場合、免許状が失効することで失職に繋がる場合もあります。

現在の勤務先	現在の状況（職等）
④幼稚園型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑤保育所型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑥地方裁量型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑦認可保育所	保育士（パート等含む）
⑧幼稚園併設型認可外保育施設	保育士（パート等含む）
⑨教育以外の職、無職	・教員採用内定者 ・非常勤講師リスト登録者 ・教員経験者

◇受講対象者◇

受講義務はありませんが、免許状を更新する希望がある場合、講習を受講することができます。



※認可外保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設に勤務する保育士は、⑧に該当しない限り、受講対象者に該当しません。

※免許状更新講習を受講するには、上記の受講義務者若しくは受講対象者のいずれかに該当する必要があります。

【幼稚園や保育所等で「補助」や「支援員」として勤務している場合も免許状の更新が必要？】

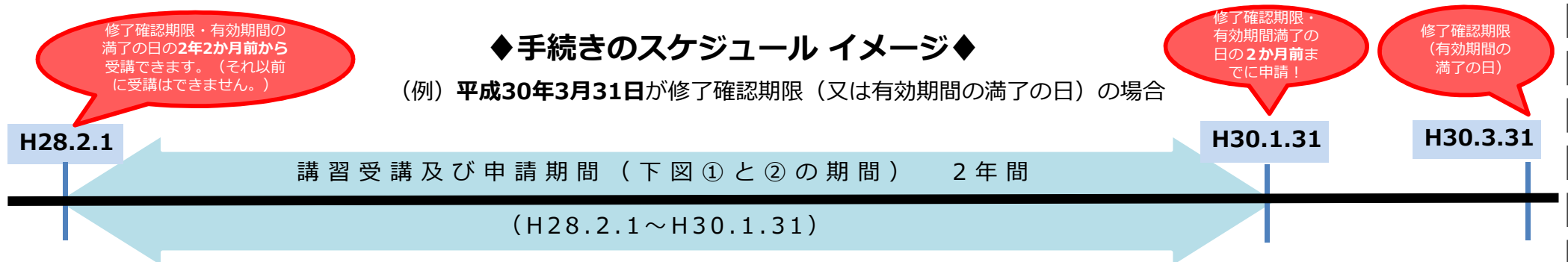
→教諭等の「教育職員」として勤務する者と、校長や園長等の「教育の職にある者」については、免許状を更新する義務があります。

現在の職が、更新義務のある「教育職員」等に該当しているかどうか、管理職へ御確認ください。

4. 更新手続きはどのように行うの？ ～更新手続きの流れ～

◆手続きのスケジュール イメージ◆

(例) 平成30年3月31日が修了確認期限（又は有効期間の満了の日）の場合



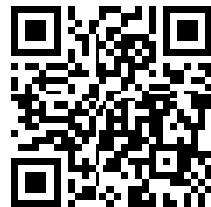
① 免許状更新講習の受講



1. 受講する講習を決めます

講習開設情報については、文部科学省ホームページを参照ください。

※下記URL及び右QRコードより確認できます。
(文部科学省「講習開設情報」)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm



2. 講習開設者（大学等）へ申込をします。

※申し込み方法は講習開設者へ御確認ください。

3. 講習を受講します。

- ・必修領域 …… 6 時間以上
- ・選択必修領域 …… 6 時間以上
- ・選択領域 …… 18時間以上

計30時間以上

4. 受講修了後、講習開設者より

「更新講習修了（履修）証明書」が届きます。

② 免許管理者へ申請



5. 更新講習修了（履修）証明書を全てまとめ、必要書類とあわせて、免許管理者へ提出します。

※提出の方法・必要な書類については、免許管理者によって異なります。
提出にあたり、不明な点がある場合、免許管理者へお問い合わせください。

【免許管理者とは？】

現職教員の場合

▶勤務先の所在する都道府県教育委員会

教員以外（保育士等）の場合

▶住所地の都道府県教育委員会

③ 手続き完了



6. 免許管理者より、
更新講習修了確認証明書
又は
有効期間更新証明書
が届きます。
次回の修了確認期限
（有効期間の満了の日）が
記載されておりますので、
大切に保管してください。

【更新講習受講後、都道府県教育委員会へ申請を行うことを忘れていた！更新できる？】

→免許状更新講習の修了（履修）証明書は、修了（履修）認定年月日から2年2か月の間使用できます。過去に取得した修了（履修）証明書を活用して手続きがとれるかという点については、都道府県教育委員会へ御相談ください。

5－1．講習の選び方

- ◆免許状更新講習は、30時間以上（必修領域講習6時間以上、選択必修領域講習6時間以上、選択領域講習18時間以上）受講・修了することが必要になります。

講習の領域	時間数	講習の選び方
必修領域	6時間以上	◆必修領域の講習については、お持ちの免許状の種類は関係なく、 全員共通の内容 です。
選択必修領域	6時間以上	◆所有する免許状の種類や勤務する学校の種類等により、 所定の内容から選択して受講・修了 します。 ※各講習に認定されている「主な受講対象者」は、講習内容に照らし、対象となる学校種等をわかりやすく示すために大学が独自に設定しているものであり、 <u>当該項目に所持する免許状の教科が明記されていない場合も、教員免許更新のための講習と認められます。</u>
選択領域	18時間以上	◆講習は、対象職種（教諭・養護教諭・栄養教諭）に応じた講習を受講・修了する必要があります。（下図参照） ◆複数の免許状を所持する場合、旧免許状・新免許状のどちらを所持するかによって、選択する講習が異なる場合があります。（詳細は次ページ） （免許状と対象職種の相関図） ※各講習に認定されている「対象職種」以外に、「主な受講対象者」という項目がありますが、「主な受講対象者」は、講習内容に照らし、対象となる学校種等をわかりやすく示すために大学が独自に設定しているものであり、<u>当該項目に所持する免許状の教科が明記されていない場合も、該当する職種を対象にした講習であれば、教員免許更新のための講習と認められます。</u>

5-2. 複数の免許状を所持する場合の選択領域の講習の選び方

① 新免許状所持者の場合

新免許状所持者の場合、所持する免許状に対応した講習の受講が必要です。したがって、職種が異なる免許状を所持する場合、それぞれの免許状の職種に応じて講習を受講する必要があります。（例①参照）

（例①）

- ・幼稚園教諭として勤務
- ・幼稚園教諭免許状を所持
- ・養護教諭免許状を所持

※所持する免許状の職種に応じて、「教諭」・「養護教諭」を対象にした講習の受講が必要です。

パターン1：1つの職に対応した選択領域の講習を受講した場合

必修領域	6時間
選択必修領域	6時間
選択領域（教諭向け）	18時間
選択領域（養護教諭向け）	18時間

パターン2：複数の職に対応した選択領域の講習を受講した場合

必修領域	6時間
選択必修領域	6時間
選択領域（教諭・養護教諭向け）	18時間

免許状と対象職種の対応図

所持する免許状

- ・幼稚園教諭免許状
- ・小学校教諭免許状
- ・中学校教諭免許状
- ・高等学校教諭免許状
- ・特別支援学校教諭免許状

養護教諭免許状

栄養教諭免許状

対象職種

教諭

養護教諭

栄養教諭

② 旧免許状所持者の場合

旧免許状所持者の場合、現在の職（教職に就いていない場合は今後就くことを希望する職）に対応した講習の受講が必要です。また、現在就いていない職のみに対応している講習は受講できません。（例②参照）

（例②）

- ・幼稚園教諭として勤務
- ・幼稚園教諭免許状を所持
- ・養護教諭免許状を所持

必修領域	6時間
選択必修領域	6時間
選択領域（教諭向け）	18時間

※幼稚園教諭として勤務しているため、教諭向けの講習を受講することで、幼稚園教諭・養護教諭両方の免許状を更新することができます。ただし、養護教諭として勤務していないため、養護教諭向けのみの講習を受講したとしても、免許状を更新することはできませんので、御注意ください。

現在の職と対象職種の対応図

現在の職

- ・幼稚園教諭
- ・小学校教諭
- ・中学校教諭
- ・高等学校教諭
- ・特別支援学校教諭

養護教諭

栄養教諭

対象職種

教諭

養護教諭

栄養教諭

※教職に就いていない場合、今後就くことを希望する職に応じて講習を選択します。

異なる職種の講習を受講した場合、免許状更新のための講習として活用することはできません。講習を受講する際は、現在の職や所持する免許状に対応した講習であることを必ず確認してください。

